

令和6年度山形県環境審議会 第2回環境計画管理部会 議事録

1 日 時

令和7年2月13日（木） 午後1時30分～午後2時45分

2 場 所

Web会議

3 出席者等（敬称略）

(1) 出席委員及び特別委員

今村 哲史 大場 宏利 國方 敬司 鈴木 早苗 鈴木 雅史
内藤いづみ 堀川 敬子 三浦 秀一
谷尻智恵子（東北経済産業局長代理）
藤田 宏志（東北地方環境事務所長代理）

(2) 欠席委員及び特別委員

門脇 彩花 鈴木 瑠奈 本間 佳子

(3) 県・事務局

環境エネルギー部

環境企画課長

吉田 正幸

環境企画課 課長補佐（企画調整担当）

結城 亮平

環境企画課カーボンニュートラル・GX戦略室 室長補佐

前田 剛

環境企画課カーボンニュートラル・GX戦略室 カarbonニュートラル・GX戦略主査

矢作 拓也

エネルギー政策推進課 課長補佐（総括・地域エネルギー振興担当）

川瀬 誠

水大気環境課長

笹渕 健市

みどり自然課 課長補佐（総括・自然公園保全利用担当）

鈴木 慎一

4 会議の概要

(1) 開 会

(2) 挨 拶

環境企画課長	國方部会長はじめ委員の皆様には、御多用の中、環境審議会第2回環境計画管理部会に御出席いただき、誠にありがとうございます。 本日は昨年12月の第1回目の部会に引き続き、「再エネ促進区域の設定に関する県基準」の策定に関しまして、御審議いただきたいと考えております。前回の部会では、県基準の素案について、多くの御意見を頂戴しまして、誠にありがとうございました。今回は、前回、委員の皆様からいただいた御意見に加え、当審議会の他の2つの部会の委員の皆様や、市町村からいただいた御意見を踏まえて修正しました県基準の案をお示しさせていただきます。 本日の御審議を踏まえまして、パブリックコメントに付する基準案を取りまとめてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には、忌憚のない御意見をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。
--------	---

(3) 議事録署名人の指名について

國方部会長	山形県環境審議会運営規則第7条の規定により「審議会の会議については、議事録を作成し、議長及び議長の指名した委員2名が署名する。」とされております。つきましては、私以外の議事録署名人として、鈴木早苗委員及び鈴木雅史委員を指名しますので、どうぞよろしくお願いいたします。
-------	---

(4) 第4次山形県環境計画の改定について

(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく再エネ促進区域の設定に関する県基準の策定)

國方部会長	続きまして、次第の「4 議事」に移ります。 本日は、前回に引き続き、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく再エネ促進区域の設定に関する県基準の策定についての審議となります。 本日は、前回の部会でいただいた御意見などを踏まえた県基準の案について、事務局から一括で説明いただいた後に、委員の皆様から御意見、御質問をいただくこととしたいと思います。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料1～6により説明)
國方部会長	ありがとうございました。ただいま事務局から詳細に御説明いただきましたが、これらに関しまして、委員の皆様から御質問、御意見を頂戴したいと思います。 今日御出席されている委員の皆様全員から一言ずつお願いしたいと思いますので、1人当たり2～3分程度でまとめていただければと思います。 まず今村委員からお願いいたします。
今村委員	前回である程度できていたかとは思いますが、意見に合わせて他部局などと調整したり、市町村からも意見を取り上げたりして、内容を修正していただきましたので、この案で結構だと思います。基本的には賛成しています。 あとは、まずはこれでスタートしてよいと思うのですが、地形的なことや自然災害的なことは、今後いつ何がどのように起こるか、もう予測できない時代ですので、その都度修正をかけていかなければならないと思っています。 また、第一に、そこに住む市民の安全性が確実に確保され、その次に、そこに住む生物、生態系が守られる、そして重要文化財等の文化が守られるという点が大原則ですので、その点が方向性としてはきちんと出来ているので、私はよろしいと思います。細々とした点は、まだ見逃しているところがあるかもしれませんが、以上です。
國方部会長	ありがとうございます。それでは大場委員お願いいたします。

大場委員	私からも特になく、前回からの修正箇所等をうまくまとめていただいているかと思います。先ほど今村委員からもあったように、我々住んでいる山形県民、あるいは生物であったり、その辺を配慮していただきながら、策定を進めていけるのではないかと考えております。
國方部会長	ありがとうございます。それでは、鈴木早苗委員お願いいたします。
鈴木(早)委員	前は欠席いたしまして、その後、資料や他の委員の皆様の御質問もあわせていろいろ読んでみましたが、私も特に中身については異論なく、この中身でよろしいのではないかと考えました。 ただ、感想みたいな形になりますけれども、全国的にこの促進地域の設定がなかなか進んでいないと聞いておりましたが、今後進めていくにあたって、市町村の負担がこれで少しでも軽減されて、再エネが普及していくといいなと思ったところです。また、今後、実際にどういったところに設定が想定されるのかなど、少し思ったところがありましたので、発言させていただきました。以上です。
國方部会長	事務局から何かコメントございますか。
事務局（環境企画課長）	今回の県基準策定の趣旨ですが、委員から御指摘ありましたとおり、全国的に促進区域の設定がなかなか進んでいない状況なども踏まえまして、県として、除外すべき区域や考慮すべき点などを、細かい部分も含めて網羅的にお示しすることで、市町村における促進区域設定にあたっての検討に資することができればと考えております。この県基準を踏まえて、市町村でも地域の特性や事情などを踏まえながら、設定について前向きに御検討いただければと考えているところです。 市町村も限られたマンパワーの中で、再エネの導入促進についても頑張ってもらっていますので、それに役立つような基準として取り扱っていただければと考えております。 また、この県基準を踏まえた促進区域の設定について、具体的にどういったところが想定されるのかですけれども、山や農地、文化的なもの、景観的なところなど、地域で抱える状況が異なりますので、それらを踏まえて設定していただくことになります。例えば、太陽光につきましては、国有林のほか民有林なども含めて、除外区域に設定しておりますので、山ではないところでの設定になります。 太陽光以外の再エネ種については、民有林は除外区域になっておりませんので、山も含めて、地域の状況を踏まえた上で、設定していくことになります。それぞれの除外区域や考慮対象事項にかかってくるようなマッピングを見ますと、例えば何々地区を促進区域にというように、広範囲を丸ごと設定することは、現実的に難しく、ある程度特定の部分について指定していくことになってくると思いますが、地域の状況を踏まえながら設定していただければと考えているところでございます。

國方部会長	鈴木早苗委員よろしいでしょうか？
鈴木(早)委員	はい。ありがとうございます。
國方部会長	それでは鈴木雅史委員お願いいたします。
鈴木(雅)委員	念のための質問ですが、資料2の中で、市町村からの意見をまとめている箇所がありました。鶴岡市と米沢市の2市から意見が寄せられているようですが、山形県には30を超える市町村がありますので、他からは特段御意見がなかったのか、もしくは県原案をよしとしたのか、それとも何か答えを忘れていたりしたところもあったのか、その辺だけは確認させてください。 それから、先ほど御説明いただいた中身に関しては、色々な意見をすり合わせてまとまっているのではないかと思いますので、結構だと考えております。以上です。
國方部会長	それでは事務局から説明をお願いします。
事務局（環境企画課長）	基本的に全ての市町村に照会し、意見があがってきたところが、今回お示しした二つの市になります。但し、まとめたあとに、今般追加で酒田市からも御意見をいただきまして、それにつきましては、本日の御審議を踏まえましてパブコメにかける案を整理する段階で、あわせて対応したいと考えております。今のところ市町村からの意見は、鶴岡市、米沢市と、今申し上げた酒田市の合計3市からとなります。引き続き追加で市町村から意見があれば、タイムリミットまで対応したいと考えております。 基本的には、いただいた市町村の意見の数を考えますと、全体的には概ね御理解いただいたのかなと考えております。
國方部会長	鈴木雅史委員よろしいでしょうか。
鈴木(雅)委員	はい。ありがとうございました。
國方部会長	それでは内藤委員お願いいたします。
内藤委員	今回は再エネ促進という流れや県の大きな目標と、現在や未来に向けて、県として守っていくべき自然的、歴史的、文化的な財産をいかにバランスよくとるか、この点につきまして、うまく作ってくださっているなと思います。また、前回申し上げた意見も十分反映していただいております。 一点だけ、市町村からの指摘を受けて、考えたところがあるのですが、資料5のページ11の4段目「山形県景観条例に基づく眺望景観資産の指定の有無」「景観ビューポイント」のところにつきまして、右側の下段の考えですと、原則的には事業区域に含めており、そして考慮対象事項という考え

	で進んでいるようですが、上の景観形成重点地域等に関しては、米沢市さんや他の市町村からの指摘で、原則として事業区域に含めないという考え方に変わっているので、同じように事業区域に含めないという考え方もあるのではないかと思います。 条例で制定して、守っていかうとするものという重さにおいては、ある意味同じなのではないかと思いますので、もしこのまま進むのであれば、そこについての何らかの差を設けていく必要があるのではないかと思いますので、その点事務局からお話を伺いたいと思います。 以上です。
國方部会長	事務局からお願いいたします。
事務局（カーボニュートラル・GX戦略主査）	上の景観形成重点地域等に関しましては、資料2の参考④、参考⑤でお示ししておりますとおり、エリアとしてははっきりと線引きできるため、考慮対象事項の方で、原則として含めないこととする扱いができるのですが、御指摘いただきました、眺望景観資産やビューポイントにつきましては、上の2つと違いまして、はっきりとした区域が定まっていないため、原則含めないようにしますと、再エネ促進区域の設定にあたって、市町村の判断が難しくなることもあり、その辺を考慮しております。引き続き検討させていただきたいと思いますが、その点は御理解いただければと思っております。
國方部会長	内藤委員、よろしいでしょうか。
内藤委員	はい、ありがとうございます。 資料1 参考①の資料を拝見したときも、かなり広いエリアを第9号に渡って指定されているので、この中で再エネを原則外すというのはなかなか難しいのではと思っていたところですが、明確に御説明をちょうだいして感謝しております。ありがとうございます。
國方部会長	それでは堀川委員お願いいたします。
堀川委員	これは再エネ促進区域を設定するための基準ということで、あくまでも準備段階のための基準であり、もし何かやりたいという方が登場したときには、これを読んでいただいた上で進めるということだと思いますが、一般企業さんもこの基準は御利用されるのでしょうか。
國方部会長	事務局いかがでしょうか。
事務局（環境企画課長）	こちらの促進区域の設定に係る県基準の案につきましては、市町村が促進区域を設定するに当たって考慮すべき事項や、設定区域から除いてくださいといった基準を今回県としてお示しする形になります。そのため、事業者が事業を実施する場合に、市町村の促進区域の設定がこれを踏まえた形になるだろうという意味で、参考にはなるかと思いますが、県が事業者

	対して直接お示ししているものではないということを御理解いただければと思います。
國方部会長	堀川委員、よろしいでしょうか。
堀川委員	もう一点、例えば酒田市では、既に事業を計画している企業さんがありますが、他の市町村さんでは、そういった企業さんを把握されているのでしょうか。というのは、あまり他の市町村では進んでいないように思います。そうした課題ももう少し調べていかないと、この県基準を利用されるところは増えていかないのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。
事務局（環境企画課長）	各地域での再エネの導入に当たりましては、事業者と市町村とで様々な形で協議いただきながら進めていただいているところです。特に大きい事業につきましては、市町村と様々な調整をしていただいておりますので、そこは市町村側でも、十分自治体内の動きについては把握されているものと思っております。今回、県として、市町村が促進区域を設定するにあたっての基準を定めることとなりますので、市町村においては、この県基準を踏まえて、促進区域の設定について前向きに御検討いただき、事業者との調整等にも御活用いただければと思っております。
國方部会長	堀川委員よろしいでしょうか。
堀川委員	はい。ありがとうございます。
國方部会長	それでは三浦委員お願いいたします。
三浦委員	今回は、促進区域を設定するための市町村向けの基準ということですが、江成委員から御意見があったように、様々な観点の図を集約して、それが一目で分かるような図ができないかということに対して、なかなか難しいという回答でした。それもそうだと思いますが、こうしたデータベースは、促進区域設定の基準に限らず、環境を色々な形で見ていく上で非常に重要になってくると思います。行政の皆さんだけではなく、先ほどの事業者さんにとっても重要になってくると思います。再エネを進めていく、あるいはそれを規制していくという両方の面において、そうした情報は非常に大事ですので、今すぐということではありませんが、難しいかもしれませんが、ぜひそこは本格的に力を入れて今後整備していただければと思います。これは特に回答はなくて結構です。 あと、先ほど資料への記載が間に合わなかった酒田市からの御意見の話がありましたが、もし差し支えなければ、簡単に御紹介いただければと思います。
國方部会長	それでは、県から御回答お願いします。

事務局（カーボンニュートラル・GX戦略主査）	何点か御意見をいただいておりますので、主なものを御紹介いたします。自然公園の普通地域や鳥獣保護区も除外区域に加えるべきではないか。また、災害防止の見地から、土砂災害区域に関しても除外区域に加えるべきではないか、といった御意見をいただいております。これらについても対応等を検討してまいりたいと考えております。以上です。
國方部会長	三浦委員いかがですか。
三浦委員	結構です。ありがとうございました。
國方部会長	ありがとうございます。それでは特別委員の東北経済産業局様、お願いいたします。
東北経済産業局	当局から特別に意見等はありませんので、引き続きよろしく願いいたします。
國方部会長	ありがとうございます。それでは特別委員の東北地方環境事務所様、お願いいたします。
東北地方環境事務所	資料に対する意見ではございませんが、今後のことについて、2点コメントさせていただきます。今後、今回策定される県基準を活用して、市町村が促進区域を設定していくことになると思いますが、体制が脆弱な市町村もあると思います。県としまして、市町村が設定する際には積極的な支援をお願いしたいと思います。それから改正温対法が今年の4月1日から施行されますが、現状は市町村のみが促進区域を定めるとされていますが、改正後は、都道府県と市町村が共同して定めることができることになります。その場合は、複数市町村にわたる事業者からの事業計画の認定を都道府県が行うこととなりますので、そういったところでも必要に応じて積極的な役割を果たしていただければと思います。以上です。
國方部会長	ありがとうございます。事務局から何かコメントございますか。
事務局（環境企画課長）	県としまして、促進区域の設定と各地域における再エネの導入拡大が図られるよう、御指摘ありました法改正なども踏まえて、今後とも市町村としっかり連携して取り組んでいきたいと考えております。
國方部会長	ありがとうございます。私からは特にありませんが、本日説明を聞いていても、法律や条例など非常に複雑で、例えば東北森林管理局から御意見いただいた点のように、見落としたようなところは随時御指摘をいただいた時点で、少しずつこの中身を検討していくのだらうと思っています。一旦は現在のような形で出来上がると思いますが、今村委員もおっしゃっていたとおり、今後手直しせざるを得ない面も出てくるかと思っていますので、その点はまたそのときによろしく願いしたいと思います。

	他の委員の皆様から、最後に御質問あるいは御意見ございますでしょうか。
三浦委員	前回の部会で、資料3の参考資料がありましたが、取扱注意となっておりました。あの資料はパブリックコメントの際には公開される資料になるのでしょうか。それとも公開されない形なののでしょうか。
國方部会長	事務局からお願いします。
事務局（カーボンニュートラル・GX戦略主査）	御指摘の点に関しましては、クレジットを入れたり、関係部局等に確認したりしまして、前回の資料は全てホームページ等で公表することで対応したいと考えております。
三浦委員	わかりました。
今村委員	少しだけよろしいでしょうか。蛇足かもしれませんが、タイトルがどうもしっくりこないなと思いつつ、促進区域の設定に関する県基準となっておりますが、いわゆるこの基準は“ここにはつくっては駄目”という基準であり、いわゆる“こういうところに沢山つくりましょう”ということではないため、規制をかけるための基準かと思います。今後、こういうところでもっとつくってほしいという場所も探すような、そういうのもあると嬉しいなという感想です。そうすると、促進区域の設定で配慮すべき基準ということで、我々は捉えたらいいのかなと思っておりました。以上、感想です。
國方部会長	事務局からお願いします。
事務局（環境企画課長）	事業自体を規制するというよりも、あくまでも促進区域を設定するに当たっての考え方を県基準として定めさせていただいております。今村委員がおっしゃる通り、促進区域の設定にあたって考慮すべき基準という意味で捉えていただければと思います。
國方部会長	ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。
堀川委員	パブリックコメントには、土砂災害に関する資料2参考②の資料も、情報としてアップされるのでしょうか
國方部会長	事務局からお願いいたします。
事務局（環境企画課長）	この土砂災害に係る資料も含めた形で、パブリックコメントに付するよういたします。本日配付しております資料につきましては、後日ホームページでも公表し、皆様に御覧いただけるような形にさせていただきます。
國方部会長	堀川委員よろしいでしょうか。

堀川委員	どうして災害が増えているのか、それは温暖化とも連動していることを理解していただくためにも、新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」が約7,000箇所もあるということを実際に知ってもらっておいた方がよいなと思ったところです。私は公共事業の方にも関わっておりますが、こうした情報が提供されることは、県民にとっても良いことだと思いますし、気がついていただきたいと思います。
國方部会長	ありがとうございます。 他に御質問、御意見ないようですので、以上をもちまして本日の議事を終了いたします。円滑な議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございます。進行を事務局の方にお返しいたします。

—議事終了—

(5) その他

事務局から今後の環境計画管理部会のスケジュールについて説明

(6) 閉 会

議事録署名人 部会長 國 方 敬 司

委 員 鈴 木 早 苗

委 員 鈴 木 雅 史